

## 焼津市社会福祉大会 被表彰候補者推薦要領

焼津市社会福祉大会における、被表彰候補者の推薦にあたっては、この要領の定めるところによる。

### 第1 各表彰区分に共通する事項

- (1) 被推薦者が既に同区分で、市社会福祉大会、県健康福祉大会及びそれ以上の表彰を受けている場合は対象から除く。
- (2) 勤続期間が定められている区分については、原則としてその期間が中断されていない者とする。

### 第2 表彰区分ごとの個別事項

- (1) 民生・児童委員、保護司表彰  
8年以上在職し、かつ年齢45歳以上の者とする。
- (2) 社会福祉施設・団体役員及び従事者表彰  
ア 施設は、社会福祉法又は厚生労働省及び県通知により設置されている施設とする。  
イ 施設役員は、社会福祉施設を経営する法人の理事及び監事とし、10年以上、従事者は15年以上在職し、共に年齢45歳以上の者とする。  
ウ 団体は、焼津市単位で組織され、かつ焼津市社会福祉協議会団体施設会員に加入している団体とする。  
エ 団体役員は、理事及び監事とし、10年以上、従事者は15年以上在職し、共に年齢45歳以上の者とする。  
オ 役員の経験年数には、自治会長の経験年数に焼津市社会福祉協議会の役員（理事・評議員・支部長）の経験年数を加算することができる。
- (3) 身体障害者、母子世帯自立更生者表彰  
ア 身体障害者及び母子世帯等になってから、10年以上自立更生に勤めてきた者とする。  
イ 身体障害者の範囲は、身体障害者手帳4級以上の認定を受けている者とする。  
ウ 夫が病気等により就労できず、配偶者が夫にかわり10年以上にわたって子供の養育に努めている者については、母子世帯に準じて取り扱うものとする。
- (4) 里親表彰  
ア 里親は、里親登録後9年以上であり、養育期間が4年以上の者とする。
- (5) 社会福祉事業協力者表彰  
ア 上記以外のもので、労力的協力援助を概ね10年以上通算し、その活動が功労顕著である個人・団体とする。  
イ 経済的協力援助については、100回以上継続的に援助又はその額が20万円に達した時、若しくは一回に20万円以上を援助（これに準じたものを含む）した個人・団体とする。  
ウ 一回に100万円以上又は継続的援助した額が100万円に達した個人・団体は会長表彰とする。
- (6) 優良社会福祉施設及び社会福祉事業団体

- ア 事業成績優良であり、他の範とするに足ると認められるものであること。
- (7) 優良社会福祉地区
- ア 事業成績優良であり、他の範とするに足ると認められるものであること。